

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年度決算検査報告の概要
著者 / 所属	武子 広平 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	184-198
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 令和6年度決算検査報告の概要

武子 広平

(決算委員会調査室)

## 《要旨》

令和6年度決算検査報告は、7年11月18日に6年度決算と共に国会に提出された。今般の検査報告における掲記件数は319件、指摘金額の総額は540億8,151万円であり、掲記件数は4年ぶり、指摘金額については3年ぶりに前年度を下回った。

今般の検査報告では、新型コロナウイルス感染症対策経費に関する掲記件数が減少するなど、会計検査がコロナ禍前の様相に戻つつある一方で、虚偽申請等による悪質な補助金等の不正受給が行われていた事態や、多額の国費を投じた防衛装備品が十分に活用されていない事態が、検査結果において散見された。国会においては、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが望まれる。

## 1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書であり、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局等の業務執行にも活用されている。令和6年度決算検査報告（以下「6年度検査報告」という。）は、7年11月5日に検査院から内閣に送付され、第219回国会（臨時会）中の同月18日に令和6年度決算と共に内閣から国会に提出された。

本稿では、6年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

## 2. 6年度検査報告について

### （1）構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項の有無、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結

果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることとなっている（同法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項<sup>1</sup>」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

6年度検査報告について見ると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認等、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告<sup>2</sup>、検査要請<sup>3</sup>事項の報告、特定検査状況<sup>4</sup>等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

（出所）検査院資料を基に作成

## （2）検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、会計検査業務の基本的な統制を図るため、検査年次ごとに「会計検査の基本方針」を定めている。6年度検査報告には、令和6年9月5日に策定された「令和7年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：6年10月～7年9月）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同方針

<sup>1</sup> 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

<sup>2</sup> 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。検査院は、随時報告の概要を検査報告に掲記している。

<sup>3</sup> 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。検査院は、国会から検査要請があった事項について、検査結果がまとまり次第報告することとなっている。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

<sup>4</sup> 特定検査状況は、国民の関心が極めて高いテーマや検査上重要なテーマについて、不適切な事態として指摘をするに至らない場合であっても、検査院がどのような検査をしたかを明らかにするものであり、検査院の問題意識が示され、国会審議における重要な材料となり得る。

では、重点的な検査を行う施策分野として、社会保障、防衛、教育及び科学技術、公共事業、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、デジタルの9項目を挙げているほか、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行うなどとしている。

### (3) 検査対象

検査対象には、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」(会計検査院法第22条)と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」(同法第23条第1項)がある。令和7年次会計検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等211法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等の財政援助を与えた4,872団体等(都道府県、市区町村、農業協同組合等)の会計、国が資本金の一部を出資している9法人(中部国際空港(株)<sup>5</sup>)の会計、国が出資した法人が更に出資している27法人(北海道旅客鉄道(株)等)の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と63法人等との契約に関する会計である。

### (4) 検査方法

検査対象機関に対しては、「在庁検査」又は「実地検査」が行われる。

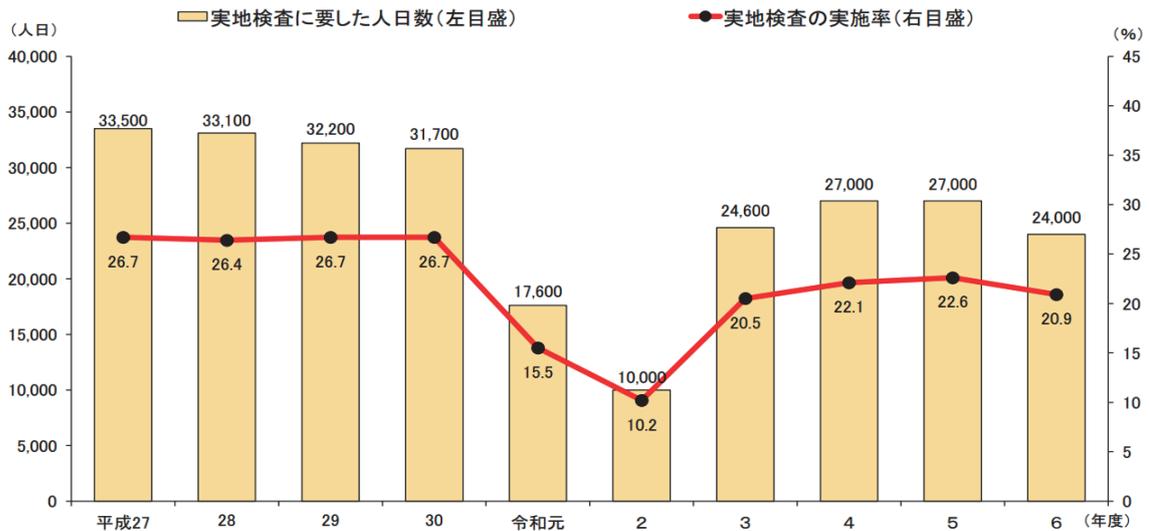
在庁検査は、①検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類等<sup>6</sup>についてその内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。

一方、実地検査は、検査院職員を派遣して実地において、帳簿や事務・事業の実態調査や、関係者からの説明聴取を行うなどする検査で、①検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)及び②①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)を主な対象としている。過去10年間の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症対策による配慮から一時期実施率等が落ち込んだ後、回復傾向となったが、今般4年ぶりに前年度を下回った(図表2参照)。今回の実施率の低下は、情報通信システム等デジタル技術を活用した検査の増加が一因と考えられ、今後長期的に低下していく可能性もある。また、実地検査は、①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)でも実施しており、これらを加えた実施率及び対象箇所別の実施状況は図表3のとおりである。

<sup>5</sup> 本稿では、法人格については次の略称を用いている。国立研究開発法人→(国研)、独立行政法人→(独)、株式会社→(株)、一般社団法人→(一社)

<sup>6</sup> 検査院は、令和6年度分の計算書約12万2,000冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体約2,526万枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

図表2 実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移（過去10年間）



(注) 1. 人日数は、百人日未満切捨て。  
2. 実施率は、検査院が区分した「①検査上重要な箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）」及び「②①に準ずる箇所（その他の地方出先機関等）」の合計における実施率である。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表3 直近5か年次の実地検査の実施率<sup>7</sup>

年次	令和3年次 (2年度検査報告)			令和4年次 (3年度検査報告)			令和5年次 (4年度検査報告)			令和6年次 (5年度検査報告)			令和7年次 (6年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率												
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,468	828	18.5%	4,476	1,604	35.8%	4,556	1,717	37.6%	4,551	1,660	36.4%	4,543	1,584	34.8%
その他の地方出先機関等	6,635	313	4.7%	6,663	685	10.2%	6,568	751	11.4%	6,574	865	13.1%	6,568	742	11.2%
郵便局、駅等	20,409	17	0.0%	20,393	44	0.2%	20,346	41	0.2%	20,301	72	0.3%	20,149	54	0.2%
計	31,512	1,158	3.6%	31,532	2,333	7.3%	31,470	2,509	7.9%	31,426	2,597	8.2%	31,260	2,380	7.6%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、令和3年次1,969団体等、4年次3,944団体等、5年次4,358団体等、6年次4,352団体等、7年次4,025団体等へ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

### 3. 検査結果の概要

#### (1) 掲記された事項等の概要

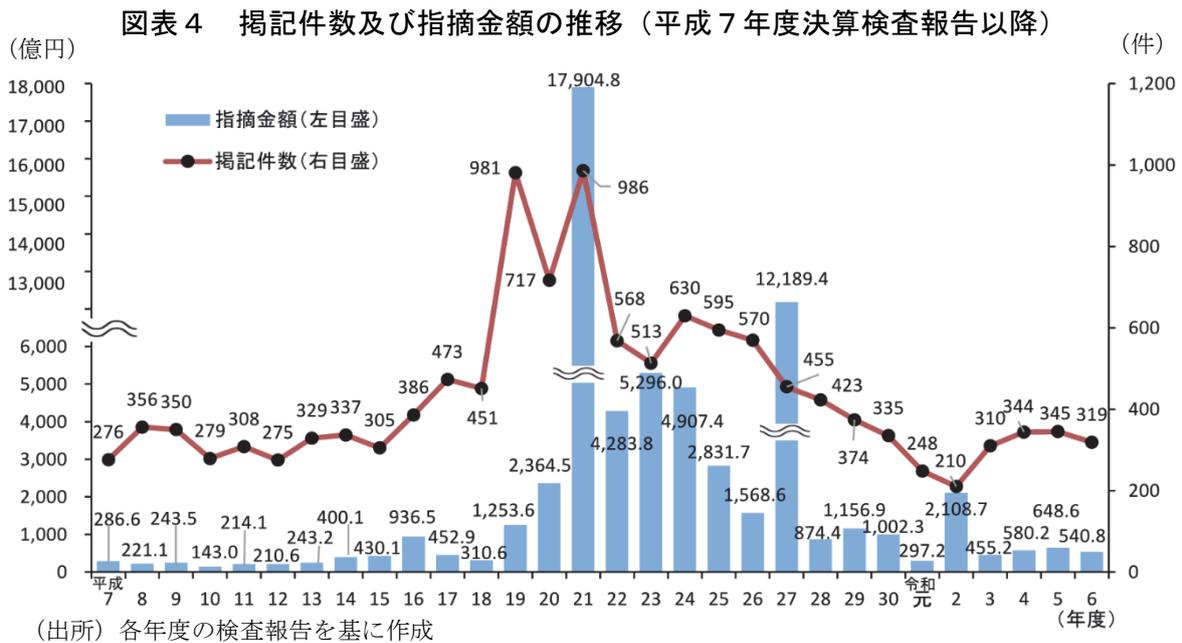
6年度検査報告に掲記された事項等の総件数は319件、指摘金額<sup>8</sup>の総額は540億8,151万

<sup>7</sup> 本稿では、数値については、原則として単位未満を切り捨てて表示する。そのため、各欄の数字を合計しても合計欄の数字とは一致しない場合がある。ただし、本文後掲の「4. 主な個別の掲記事項」における数値については、その単位未満の処理を6年度検査報告の記載に準ずることとする。

<sup>8</sup> 「指摘金額」とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、そ

円であり、掲記件数は前年度から26件減少した。案件別の指摘金額では、経済産業省の「(一社)全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について」の203億6,589万円が最大であり、指摘金額全体の37.6%を占めている。掲記件数では、厚生労働省の91件が最も多く、その中でも「介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」が15件を占めている。

平成7年度決算検査報告以降の掲記件数及び指摘金額の推移は図表4のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして減少傾向となり、令和3年度からは一転して増加傾向にあったが、今般4年ぶりに減少に転じた。また、指摘金額も3年ぶりに減少した。なお、指摘金額に大幅な増減が見られるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記された国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記された金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告における指摘金額の押し上げ要因となっている。



## (2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別に見ると、不当事項等の「指摘事項」が307件、「随時報告」が5件、「検査要請事項の報告」が2件、「特定検査状況」が5件、それぞれ掲記されており、これらの件数の過去10年間の推移を示したのが図表5である。「不当事項」は前年度から23件減少して271件(指摘事項の88.2%)と4年ぶりの減少となった。また、「意見表示・処置要求事項」は、前年度から5件減少して17件となり5年ぶりの減少となった。検査院

の事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを「背景金額」と呼び、指摘金額と区別している。

が随時国会及び内閣に報告する「随時報告」は近年減少していたが、令和6年度は前年度から4件増加して5件<sup>9</sup>となった。国会からの求めに応じて検査する「検査要請事項の報告」については前年度の0件から2件<sup>10</sup>に増加し、「特定検査状況」については、前年度から1件減少して5件であった。

図表5 事項等別件数推移（過去10年間）

（単位：件）

掲記区分		年度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
指摘事項	不当事項		345	333	292	254	205	157	265	285	294	271
	意見表示・処置要求事項		43	28	28	27	14	15	19	20	22	17
	処置済事項		49	47	39	44	22	20	22	28	22	19
	特記事項		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
随時報告			10	9	7	4	3	2	1	3	1	5
検査要請事項の報告			2	2	3	2	2	5	1	4	0	2
特定検査状況			6	3	5	4	2	11	2	4	6	5
計			455	423	374	335	248	210	310	344	345	319

（出所）各年度の検査報告を基に作成

### （3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別に見ると、件数では、厚生労働省が最も多く全体の3割弱を占めている。また、指摘金額では、経済産業省が220億円と最も多く、指摘金額の4割を占めている（図表6参照）。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表7のとおりである。

図表6 6年度検査報告において指摘事項件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁又は団体名	指摘事項件数	省庁又は団体名	指摘金額
厚生労働省	91件	経済産業省	220億円
総務省	35件	(独)中小企業基盤整備機構	121億円
国土交通省	31件	(独)国際協力機構	47億円
(独)中小企業基盤整備機構	27件	厚生労働省	37億円
農林水産省	20件	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構	28億円

（出所）6年度検査報告を基に作成

<sup>9</sup> 「中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について」（令和6年12月18日報告）、「租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」（7年1月15日報告）、「国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況について」（7年6月27日報告）、「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」（7年9月12日報告）、「国際機関等に対する拠出等の状況について」（7年9月26日報告）

<sup>10</sup> 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について」（令和7年1月29日報告）、「官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について」（7年5月16日報告）

図表7 6年度検査報告における省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位: 件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						処置済事項		計	
			会計検査院法 第34条関係		会計検査院法 第34条及び 第36条関係		会計検査院法 第36条関係					
内閣府(内閣府本府)	15	8,694								15	8,694	
内閣府(消費者庁)	1	1,358								1	1,358	
内閣府(子ども家庭庁)	3	3,209				1	-			4	3,209	
総務省	35	50,559								35	50,559	
外務省	1	338				2	115,929	1	1,482	4	117,749	
財務省	1	38,035						1	-	2	38,035	
文部科学省	19	13,794								19	13,794	
厚生労働省	86	353,612	1	912	2	16,912		2	7,292	91	375,206	
農林水産省	16	23,090				1	68,228	3	15,683	20	106,311	
経済産業省	12	169,291					3	※2,036,589		15	※2,205,880	
国土交通省	28	97,205						3	99,123	31	196,328	
環境省	5	13,237			1	12,954	1	86,683	2	9,601	9	122,475
防衛省	15	8,951						4	136,778	19	145,729	
日本私立学校振興・共済事業団	2	1,408								2	1,408	
東日本高速道路(株)							1	-		1	-	
中日高速道路(株)							1	-		1	-	
西日本高速道路(株)							1	-		1	-	
(国研)物質・材料研究機構	1	2,724								1	2,724	
(国研)量子科学技術研究開発機構	1	2,422								1	2,422	
(国研)建築研究所	1	35,339								1	35,339	
(独)海技教育機構	1	3,150								1	3,150	
(独)国際協力機構	1	1,367					2	※472,883		3	※474,250	
(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構							1	285,512		1	285,512	
(独)水資源機構							1	-		1	-	
(独)労働者健康安全機構	1	959								1	959	
(独)国立病院機構	1	661								1	661	
(独)中小企業基盤整備機構	25	38,199					1	247,315	1	950,746	27	1,211,071
四国旅客鉄道(株)									1	1,210	1	1,210
(株)ゆうちょ銀行									1	4,565	1	4,565
合計	271	867,155	1	912	3	29,866	13	3,313,139	19	1,226,480	307	5,408,151

- (注) 1. 背景金額については掲載せず、指摘金額が背景金額のみの場合は「-」とした。  
 2. 外務省のうち1件及び(独)国際協力機構のうち1件は、外務省及び(独)国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上し、(独)国際協力機構には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。  
 3. 経済産業省のうち1件及び(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、経済産業省及び(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の両方に係る指摘であり、金額は(国研)新エネルギー・

産業技術総合開発機構のみに計上し、経済産業省には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

4. 経済産業省のうち1件及び(独)中小企業基盤整備機構のうち1件は、経済産業省及び(独)中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は(独)中小企業基盤整備機構のみに計上し、経済産業省には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
5. 国土交通省のうち1件及び(国研)建築研究所の1件は、国土交通省及び(国研)建築研究所の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。
6. 厚生労働省及び(独)中小企業基盤整備機構については、不当事項及び意見表示・処置要求事項の両方に掲記しているもの、また、農林水産省については、不当事項及び処置済事項の両方に掲記しているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても合計欄の金額とは一致しない。

(出所) 6年度検査報告を基に作成

#### 4. 主な個別の掲記事項

6年度検査報告では、令和7年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、自然災害の頻発化・激甚化等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に関するもの、厳しい財政の現状等を踏まえた予算・経理の適正な執行等に関するものなどが掲記されている。

ここでは、6年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する。

##### (1) 国民生活の安全性の確保に関するもの

###### 事例1：ため池廃止工事における下流域への安全性確認が不十分

農林水産省は、防災減災事業として老朽化が進み利用見込みのないため池の貯水機能を廃止する工事を行う都道府県、市町村等（事業主体）に対し、交付金等を交付している。同工事は、堤体を開削して底部等に新設水路を整備し、下流域の既設水路に接続するものであるが、令和3～6年度に80事業主体で完了した工事のうち、新設水路を既設水路に接続している198か所を検査院が検査したところ、①47事業主体の94か所で既設水路の流下能力が把握されておらず、このうち9事業主体の14か所で新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた事態（交付金相当額9,392万円）、②5事業主体の9か所で設計時に既設水路の流下能力が把握されていたものの、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた事態（同6,291万円）が明らかとなった。同省は、都道府県等に対し、下流域への排水の安全性を確認するよう7年3月に周知し、同年7月には下流域への影響確認の具体的方法を示した上で必要な対策を計画的に実施するよう周知した。

###### 事例2：添架水管橋の耐震性の確保が不十分

上下水道事業を行う地方公共団体等（事業主体）は、国土交通省から社会資本整備総合交付金等の交付を受け、上下水道管布設の際に支障となる河川等がある場合、橋りよりの桁に上下水道管を取り付ける水管橋（添架水管橋）を築造している。41事業主体が令和4年度及び5年度に締結した添架水管橋74橋の築造等に係る契約63件（交付金等交付額12億2,011万円）を検査院が検査したところ、①28事業主体が上下水道管を添架した51橋（交付金等相当額7,562万円）で耐震性が確保されていないおそれがある事態、②①

の全てで被災時の応急対策（給水車の確保等）が策定されておらず、特に16橋では被災時に上下水道システム全体が機能を失い、又は避難所や医療機関等で上下水道の利用ができなくなるおそれがある事態が明らかとなった。同省は、事業主体に対し、原則耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架すること、耐震性が確保されていないおそれがある場合には耐震性確保のための工法の検討や応急対策を策定することを周知するなどした。

### 事例3：高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策が不十分

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社が管理する高速道路は、災害時の緊急輸送道路に位置付けられている。そのため、3社は、道路区域外で土石流等の発生が懸念される危険箇所（道路区域外危険箇所）を可能な限り選定するとともに、当該箇所を管理する地方公共団体等（管理者等）と調整を行い、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努めることとされている。検査院が検査したところ、①土砂災害警戒区域等と高速道路が重複する区域で道路区域外危険箇所に選定されていない5,436か所のうち、290か所が実際は該当するのみに選定されておらず、2,876か所が該当するか判断できない状況となっていた事態、②道路区域外危険箇所の選定にも資する測量の成果品が、他業務のために発注したものとして活用されていなかった事態、③令和元～5年度に道路区域外で発生した土砂災害13件のうち12件の発生箇所は災害発生時点で道路区域外危険箇所に選定されておらず、13件全てで管理者等との調整が行われていなかった事態が明らかとなった。

### 事例4：(独)水資源機構の揚排水機場等における浸水対策が不十分

(独)水資源機構は、水道用水等の供給のために河川等の水をくみ上げる揚水機場、内水等をポンプにより排水する排水機場、両方の機能を備えた揚排水機場等の新築や維持管理等を行っており、これらの施設には、ポンプ設備及び同設備を稼働させるために必要な電力を供給する電源設備が設置されている。機構の5総合管理所等が管理する揚排水機場等101施設のポンプ設備273式及び電源設備126式（令和6事業年度末の帳簿価額76億7,337万円）について検査院が検査したところ、地方公共団体のハザードマップで浸水想定区域に所在する21施設に設置されているポンプ設備72式及び電源設備36式（同36億2,347万円）が、想定浸水深より低い位置に設置されているにもかかわらず、建物の水密化等の浸水対策が実施されておらず、浸水対策を今後実施することに関する具体的な検討も行われていない事態等が明らかとなった。

## (2) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

### 事例5：求職者支援制度における認定職業訓練実施奨励金の不適正支給

厚生労働省は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から求職者支援法に基づく認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を適切に実施した訓練実施機関に対し、奨励金を支給している。認定職業訓練の講師は、実務等の経験を5年以上有するなどの認定基準を

満たすことが必要とされ、訓練実施機関は職業訓練の認定申請に当たり、講師の経歴確認書等を機構に提出することとなっている。令和元～6年度に奨励金が支給された4,323認定職業訓練のうち、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を検査院が検査したところ、1訓練実施機関が講師115名の中で実務等の経験が全くないなど認定基準を満たしていない45名について、虚偽の経歴確認書を提出していたにもかかわらず、機構が十分な審査を行うことなく、これらの講師が担当した159認定職業訓練を認定していた事態が明らかとなった(奨励金5億2,204万円が不当)。このうち、返還請求権が時効により消滅している2,376万円を除く4億9,827万円については、返還の処置が執られている。

#### 事例6：自立支援医療費に係る国庫負担金の過大交付

自立支援医療制度は、障害者等の自立支援医療に係る自己負担軽減のための公費負担制度であり、厚生労働省は市町村等が支給した自立支援医療費の50%を国庫負担金として交付しているが、医療保険による給付が可能な分は自立支援医療費の支給対象とならない。一方、医療保険の高額療養費制度のうち特定疾病制度は、著しく高額かつ長期間の治療を要する疾病に対する自己負担軽減制度であり、特定疾病の認定を受けた人工透析患者が更生医療における自立支援医療費の支給認定も受けた場合、両制度の併用者となるが、医療保険が優先して給付されるため、自立支援医療費の公費負担分は減額される。153市町村が令和5年度に国庫負担金の交付を受けた自立支援医療費のうち、更生医療に係る事業費(国庫負担金相当額360億6,008万円)について検査院が検査したところ、併用者に係る支給制度等の理解及び審査体制が不十分であったことなどにより、①7割超の111市町村で自立支援医療費に医療保険の給付によるべき分が含まれていた事態(同9,763万円)、②20市町村で特定疾病の認定の有無等を十分に把握せず自立支援医療費が支給されていた事態(併用者と仮定して試算した開差額に係る国庫負担金相当額1,378万円)が明らかとなった。

#### 事例7：(株)ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給

8府省庁(内閣府本府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及びこども家庭庁)の19部局等は、令和元～5年度に(株)ジェイアール東日本企画(会社)と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として83委託事業等を実施した(54委託事業の委託費68億2,840万円、29補助事業の国庫補助金交付額143億8,456万円)。検査院が検査したところ、会社は社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には従事していない社員や時間を従事したこととして算定した人件費を実績報告書等に記載し、19部局等に提出していた。そこで、委託事業等に従事していたことが客観的に証明できる資料で確認できた社員延べ371人分の人件費を基に検査院が算定したところ、82委託事業等において委託費等が過大となっていた事態が明らかとなった(53委託事業の委託費11億4,311万円及び29補助事業の国庫補助金交付額8億5,216万円、計19億9,527万円が不当)。会社は、本件事態が判明したことを受けて設置した調査委員会による調査結果

を7年5月に公表し、役員等の処分を行うなどしている。

### (3) 資産、基金等のストックに関するもの

#### 事例8：中小企業等事業再構築促進補助金の過大交付等

(独)中小企業基盤整備機構は、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開や事業再編等の再構築事業を行う中小企業者等に対し、中小企業庁の国庫補助金により設置造成した基金を原資として、事務局((株)パソナ)を通じて事業再構築促進補助金を交付していた(令和3年3月～6年度の交付額1兆3,740億1,549万円)。検査院が検査したところ、①虚偽の実績報告書等に基づいたり、補助対象外の経費が含まれたりしていたことなどにより、補助金が過大に交付されていた事態(過大交付額3億4,461万円が不当)、②再構築事業で取得するなどした処分制限財産が既存事業等に目的外使用されていたにもかかわらず、機構がその状況を十分に把握していなかった事態(補助金相当額16億2,323万円)、③補助事業終了年度以降5年間にわたり提出が求められる直近1年間の事業化状況等に関する報告が、適切に行われていなかった事態(補助金交付額13億2,329万円)が明らかとなった。

#### 事例9：独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況(特定検査状況)

独立行政法人は、自らの事務及び事業に必要なあるとして関係会社に対する出資を行っており、その主な財源が国の一般会計等からの出資金であることなどを踏まえ、出資者として配当を受けることや出資金の回収について検討を行う必要があるとともに、関係会社に係る情報を財務諸表で明らかにしなければならないとされている。15法人及びその関係会社を対象に検査院が検査したところ、①令和5年度末時点で9法人の81社において計6,119億円の利益剰余金を計上していたこと、②8法人において、財務の健全性や配当の原資となる「その他利益剰余金」の計上状況に鑑み、配当を要請する対象となり得る43社について、詳細な検討や具体的な要請を行っていないこと、③2法人において、出資金の回収に充当可能な余裕資金があると認められる11社について、回収に係る詳細な検討を行っていないこと、④(独)エネルギー・金属鉱物資源機構において、特定の関係会社株式の貸借対照表価額を独自の方法で評価していたため、他に合理的な理由がない限り準拠すべき会計基準に従った場合の試算額の2.37倍となっていたことなどが明らかとなった。

#### 事例10:日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況(特定検査状況)

日本放送協会(NHK)の関連団体(子会社、関連会社等)は、NHKの業務の効率的推進、経費節減及び副次収入によるNHKへの財政的寄与・視聴者負担の抑制等を事業目的としている。NHKにおける関連団体との取引や関連団体からの配当等を検査院が検査したところ、①関連団体との契約に占める競争性契約の割合が、平成27年度の件数16.7%・金額7.2%に対し、令和5年度は7.7%・1.8%といずれも低下しており、その

理由は全て随意契約となっている番組制作業務委託が増加しているためと認められること、②競争性契約への移行のための取組が不十分で、番組制作業務委託以外に係る随意契約のうち競争性契約に移行したものが平成28～令和5年度で8件にとどまっていたこと、③子会社12社の5年度末の利益剰余金が計1,030億円（平成27年度決算比81億円増）である一方、NHKへの配当は計29億円（同21億円減）であること、④NHKへの特例配当（普通配当に加えて要請する特例的な配当）を実施した際に、要請の可否や配当の額に関する判断が公表されておらず、5年度決算等に基づく検査院の試算では子会社7社で計56億円の特例配当が可能であることなどが明らかとなった。

#### （４）行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

##### 事例11：無償資金協力の見返り資金の効果が長期にわたり未発現

外務省及び(独)国際協力機構（JICA）は、食糧不足等に直面する開発途上地域の政府等に対し無償資金協力を実施している。相手国政府は、同協力の贈与資金で調達した物品を売却等して得た資金（見返り資金）を交換公文等に基づく積立期限までに銀行口座に積み立てた上で、在外公館等との協議を経て経済社会開発に資する事業に使用でき、これにより更なる開発効果が期待される。平成4～29年度に同省が交換公文を締結した15か国115事業（贈与額506億3,100万円）及び20～26年度にJICAが贈与契約を締結した42か国89事業（同419億7,500万円）を検査院が検査したところ、①在外公館等が早期使用に向けた働きかけを行っていないことなどにより、延べ33か国79事業の見返り資金58億8,812万円は積立期限後5年（2か国10事業の3,104万円は20年）以上が経過しても使用されず、更なる開発効果が速やかに発現していない事態、②4在外公館では相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部を把握しておらず残高等が未確認で、外務本省も見返り資金の把握体制が未整備で在外公館に確認するよう指示をしていなかった事態が明らかとなった。

##### 事例12：陸上自衛隊の災害用ドローンが使用不可

陸上自衛隊は、大規模自然災害等への対処態勢を強化するため、災害用ドローンを整備している。そのうち、陸上幕僚監部の要求に基づき防衛装備庁が令和2年3月に調達し、同年7月及び8月に納入されたUAV災害用I型40機（契約金額7,480万円）の使用状況等について検査院が検査したところ、仕様書等において、納入業者に提出を求める品質保証書に記載すべき情報を具体的に示していなかったため、総務大臣等の承認に必要な電波の周波数情報が得られず、その後、納入業者から周波数情報を入手したものの、使用可能な周波数を誤認したまま承認手続を行ったことにより、納入後4年以上にわたり使用できない状態になっていた事態が明らかとなった。陸上幕僚監部は、7年7月に総務大臣等の承認を受けて使用できる状態とするとともに、災害用ドローン調達時に周波数情報を適時かつ確実に把握できるよう仕様書の記載要領等を改正し関係部署に周知するなどの処置を講じた。

### 事例13：国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の低調な可動状況（随時報告）

海上自衛隊は、我が国周辺海域の監視を行うために国内開発された固定翼哨戒機（P-1）を3航空基地に配備している。平成3～令和5年度にP-1の開発、運用等に要した経費及び5年度末時点で保有している35機（国有財産台帳価格1,320億8,304万円）を検査院が検査したところ、①上記期間に締結された開発、運用等に関する契約4,656件の契約額が計1兆7,766億円に上ること、②P-1の可動状況が低調となっており、その要因として、搭載されているF7-10エンジンの一部の素材に塩分による腐食等が生じたことで性能が低下し一定数が使用不能となっていること、搭載電子機器等の一定数が使用不能となるなどしていること、機体用交換部品を調達する航空補給処が発注から納品までの期間の長期化や今後の調達への影響を必ずしも適時に把握しておらず、慢性的な部品不足が発生していることが明らかとなった。検査院は、過去に蓄積された知見を今後の設計や試験項目の設定に反映させること、機体用交換部品の調達方法の効率化や安定供給のための方策を検討することにより、可動状況の改善に取り組む必要があるとしている。

### 事例14：森林環境譲与税を財源とする森林整備等事業の実施状況等（特定検査状況）

森林環境譲与税は、令和元年度から市町村による森林整備等のため国から市町村及び都道府県に対して譲与されており、財源は5年度までの全額及び6年度の一部は地方公共団体金融機構の準備金、6年度以降は森林環境税（1人年額1,000円の国税）となっている。検査院が検査したところ、①検査対象324市町村の5年度までの譲与額累計は342億3,657万円、執行額累計は213億549万円（執行率62.2%）となっていたこと、②282市町村が5年4月時点で譲与額の執行計画を未策定で、うち160市町村は4年度までの毎年度で未執行額が生じた理由を後年度に執行予定の事業等に充てるためとしていたこと、③譲与税の案分に用いられる3指標（私有林人工林面積、林業就業者数及び人口）と関連用途との相関関係を見ると、他の2指標に比べ人口に係る相関が弱かったこと、④経営管理できない森林の所有者から市町村が委託を受けて管理等を行う管理制度について、324市町村における所有者への意向調査実施面積が対象面積の4割弱で、集積計画の策定等も十分進んでおらず、市町村の人員や知見不足等の実施体制に課題があることなどが明らかとなった。

## 5. 不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに指摘した不当事項について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、その是正状況が掲記されている。昭和21～令和5年度の検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが316件89億8,132万円（前年度309件102億3,430万円）あり、このうち、金銭返還を要するものが307件86億542万円（同302件96億2,883万円）、手直し工事等を要するものが9件3億7,589万円（同7件6億410万円）あった。

## 6. おわりに<sup>11</sup>

一般の検査報告では、新型コロナウイルス感染症対策経費に関する指摘事項の件数<sup>12</sup>が前年度から9件減少するとともに、検査院の令和7年次会計検査の基本方針において重点的な検査を行う施策分野として前年度まで記載されていた「新型コロナウイルス感染症対策については、これまでに多額の国費が投入されてきたことなどを踏まえ、適時適切に検査する」旨の文言が削除されていることから、コロナ禍前の会計検査の様相に戻りつつあることがうかがえる内容となった。

このような中、6年度検査報告では、虚偽の申請を伴う不正受給等の事案が目立った。例えば、「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例5では、職業訓練を行う訓練実施機関に対して支給される奨励金をめぐり、虚偽の実務経験が記載された経歴確認書を基に職業訓練の認定が行われ、不適正に奨励金が支給された事案が判明した。また、事例7では、経済産業省等の8府省庁の委託事業や補助事業において、受託企業が作成した虚偽の業務日誌等によって社員の従事実態と異なる人件費が算定された結果、過大に委託費等が支払われた事態等が明らかとなっており、参議院本会議においても本件の不正の重大性が指摘<sup>13</sup>されている。

両者ともに悪質性の高い事例であり、特に事例7に関しては、虚偽の業務日誌とそれ以外の複数の証ひょう内容に不整合が生じないよう虚偽の証ひょうが作成され、受託企業における社員の実際の従事状況を検査院が正確に把握できない状況となっていた<sup>14</sup>。受託企業が会計検査時の証拠書類となる証ひょうを虚偽の内容で作成するなど、巧妙な手段による不正に対しては、より実効性の高い再発防止策を講じなければならない。政府は、類似事案が生じないよう、委託事業等の受託先等に法令遵守の徹底を強く求めるとともに、不正に対するペナルティの厳格化や、受託先等に対する指導監督体制の強化を図る必要がある。

さらに、6年度検査報告では、防衛装備品に関する指摘事項が注目された。事例12は、陸上自衛隊の災害用ドローンについて、納入業者への電波の周波数情報の確認を怠った結果、7,480万円をかけて調達した40機のドローンが納入後4年以上も使用できない状態となっていた事案である。また、事例13では、開発等で計1兆7,766億円が投じられた海上自衛隊の固定翼哨戒機（P-1）について、塩分による腐食や電子機器などの不具合で多くの機体が使われていないという事態が明らかとなっている。両事例ともに参議院本会議で問題が取り上げられており<sup>15</sup>、多額の国費を費やした防衛装備品が有効活用できていない現状がある。

また、政府は、令和7年度補正予算<sup>16</sup>で防衛関連経費等を1.1兆円計上し、4年12月に閣

<sup>11</sup> 以降の記述は、令和8年1月29日現在の情報で記述している（URLの最終アクセスも同日である。）。

<sup>12</sup> 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査結果の掲記件数は、令和2年度9件、3年度19件、4年度34件、5年度19件、6年度10件となっている。

<sup>13</sup> 第219回国会参議院本会議録第7号（令7.12.3）

<sup>14</sup> 6年度検査報告406頁

<sup>15</sup> 脚注13に同じ

<sup>16</sup> 財務省『令和7年度補正予算（第1号）の概要』<[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2025/hosei251128c.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/hosei251128c.pdf)>

議決定した「令和9年度に対GDP比2%水準」とする防衛予算の政府目標<sup>17</sup>を2年前倒しで達成するなど防衛力の強化を加速させている。このように防衛予算が大幅に増加している一方で、近年、防衛省における不適切な事案や非効率な予算執行が目立っており、参議院本会議において防衛省関係の「内閣に対する警告」（警告決議）<sup>18</sup>が令和2年度決算から4年連続で議決されている。これらの警告決議を真摯に受け止め、具体的な是正改善を行うなど、より適切かつ効率的に防衛予算を執行する政府の姿勢が示されなければ、防衛費増額に対する国民の理解は得られず、総額ありきとの批判<sup>19</sup>を招くおそれがある。今後類似の事案が発生しないよう、防衛省が再発防止策を確実に講じるとともに組織体質の抜本的な改善にまで踏み込めるか、その実効性に対しても注視していく必要がある。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要であり、検査体制の一層の充実が望まれる。さらに、国会においては、6年度検査報告等を積極的に活用し、内閣に対して検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが望まれる。

(たけし こうへい)

---

<sup>17</sup> 内閣官房「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）19頁

<sup>18</sup> 政府が行った不当・不適正な事象や非効率な予算執行等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて警告を発するものである。令和2年以降の防衛省関連の警告決議は、「T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達について」（令和4年6月15日本会議議決）、「防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶について」（5年6月14日本会議議決）、「自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故について」（6年6月12日本会議議決）、「海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与について」（7年6月11日本会議議決）の4件がある。

<sup>19</sup> 第219回国会参議院予算委員会会議録第1号（令7.11.12）